

平成22年4月13日

各 位

会社名 興和紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 三輪 芳 弘
(コード番号 3117 名証・大証第1部)
問合せ先 代表取締役 常務執行役員 山 寄 正 夫
(TEL 052 - 963 - 3408)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成22年3月10日付「当社完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成22年3月10日付リリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、本日、種類株式発行にかかる定款の一部変更、全部取得条項にかかる定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「1. 」において定義します。以下同様です。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成22年4月13日から平成22年5月13日まで整理銘柄に指定された後、平成22年5月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日開催の取締役会で平成22年5月18日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様(当社を除きます。)をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成22年5月19日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき100万分の1株の割合をもってA種種類株式(下記「1. 」において定義します。)を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成22年3月10日付リリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、**ないし**を総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

当社定款の一部を変更し、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種類株式（以下「A種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設する。

上記による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指し、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種類株式を100万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設ける。

会社法第171条第1項並びに上記及びによる変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様（当社を除きます。）に対して、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種類株式を100万分の1株の割合をもって交付する。

2. 当社定款の一部変更(本完全子会社化手続のうち**及び**)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の**は**、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続の**は**、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成22年3月10日付リリースの「定款の一部変更の件 - 1」にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同リリースの「定款の一部変更の件 - 2」にかかる変更の内容のとおりです。）

(2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の**の効力**は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本完全子会社化手続の**の効力**は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年5月19日(水)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち**及び**)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年3月10日付リリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち**及び**による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、A種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき100万分の1株の割合をもって交付するものです（かかる割当比率による割当ての結果、興和紡株式会社（以下「興和紡」といいます。）以外の株主に対して当社が交付するA種類株式は1株未満の端数となる予定です。）

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち**の効力発生**を条件として、平成22年5月19日(水)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合に、株主の皆様が割当てられることになるA種種類株式の1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて、売却代金を交付する予定です。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得たうえで、興和紡に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に630円(興和紡が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要(予定)

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の開催	平成22年4月13日(火)
種類株式発行にかかる定款一部変更(本完全子会社化手続の)の効力発生日	平成22年4月13日(火)
当社普通株式の名証・大証各一部における整理銘柄への指定	平成22年4月13日(火)
定款変更につき通知公告(全部取得条項設定に関する事項)及び全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成22年4月27日(火)
当社普通株式の名証・大証各一部における売買最終日	平成22年5月13日(木)
当社普通株式の名証・大証各一部における上場廃止日	平成22年5月14日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付(本完全子会社化手続の)にかかる基準日	平成22年5月18日(火)
全部取得条項にかかる定款一部変更(本完全子会社化手続の)の効力発生日	平成22年5月19日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付(本完全子会社化手続の)の効力発生日	平成22年5月19日(水)

以 上